

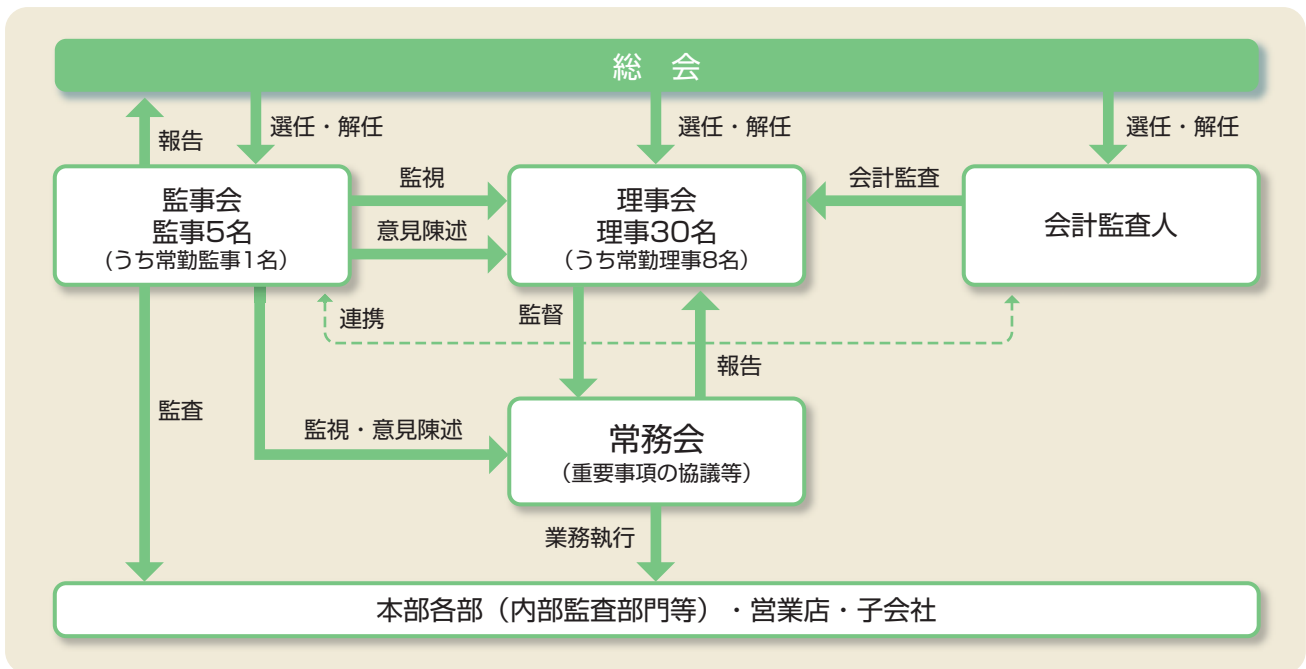
コーポレート・ガバナンス態勢

■コーポレート・ガバナンス態勢に関する基本的な考え方

当金庫は、金融環境の変化に適切に対応し、健全で透明性の高い経営態勢を確立するため、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化・充実に努めています。

具体的には、総会の決議によって選任された役員で理事会を構成し、金庫の業務運営を行っています。また、役員の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応できる経営態勢とするため、任期を2年としています。さらに、経営環境に迅速かつ柔軟に対応するため、常務会等を設置し、迅速かつ効率的な経営態勢の整備に努めています。

◆コーポレート・ガバナンス体制図



(2011年7月1日現在)

理事会

理事会は、役員30名（うち8名が常勤理事）で構成し、経営上の重要な意思決定と執行、及び理事の職務執行の監視を行っています。理事会はほぼ毎月定期的に開催するとともに、緊急の事案に対応するため、臨時で理事会を開催しています。また、監事は理事会に出席し、必要あるときは適宜意見を述べることであります。

監事会

監事会は、監事5名（うち1名が常勤監事）で構成しています。監事は、監事会として策定した監査方針・計画書に従い、理事の職務執行監査を基本に、金庫の内部統制が適切に機能しているかを監視・検証しています。監事及び監事会をサポートするため、監事会事務局を設置し、専従職員を1名配置しています。

常務会

常務会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常勤理事、及び執行役員で構成し、経営の重要事項にかかる協議機関及び理事会からの委任事項の決議機関として機動的に対応できるよう、毎週開催しています。また、常勤監事が出席して業務執行状況を日常的に監視するとともに、必要あるときは適宜意見を述べることであります。

その他、ALM委員会、オペレーショナルリスク委員会、コンプライアンス委員会を設置することにより、経営管理の強化・充実に努めています。